

物品・役務等に係る入札参加資格審査の 申請方法の共通化について

物品・役務等の入札参加資格審査に係る共通の申請方法のたたき台に関する意見照会(概要)

- 総務省・地方公共団体で構成する「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」「項目・申請方法等検討部会」(第4回・令和6年7月31日)において、**物品・役務等の入札参加資格審査に係る共通の申請方法のたたき台**を作成。
- 全ての地方公共団体に対してたたき台を送付し、各地方公共団体における**たたき台に対する考え方や課題等の意見を照会**※。

※ 「調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた物品・役務等の入札参加資格審査に係る共通の申請方法のたたき台に関する意見照会について(依頼)」(令和6年8月9日付け総行行第388号 総務省自治行政局行政課長通知)

※ 照会に合わせて、共通の申請方法のたたき台の作成に係る考え方についての説明動画を作成し公開。

主な調査事項

1. 申請方法のたたき台に掲げた方法に共通化することについての考え方(対応可能/課題がある)等

※ 開始時期、申請の受付方式、申請の受付時期・期間、審査の基準日、資格を有する者の名簿の公開方法 等

2. 資格の有効期間を2年又は3年に共通化することについての考え方(対応可能/課題がある)等

- ① 物品・役務等の資格の有効期間を3年とすることについての考え方
- ② 建設工事等の資格の有効期間を3年とすることについての考え方
- ③ 建設工事等の資格の有効期間、申請の受付部署及び受付時期
- ④ 建設工事等の資格申請の同一システムによる受付状況

意見照会の結果(一覧)

整理番号	項目	共通申請方法のたたき台	課題があると回答した団体数					
			都道府県		市区町村		全体	
1	資格の有効期間	3年	9	19.1%	430	26.1%	439	25.9%
	資格の有効期間の開始時期	4月1日	13	27.7%	103	6.3%	116	6.8%
2	申請の受付方式	定期申請 ※随時・追加申請の受付は各団体の任意で実施。	1	2.1%	34	2.1%	35	2.1%
3	申請の受付時期・期間 (定期申請)	8月1日～9月30日	16	34.0%	545	33.1%	561	33.1%
	(随時申請)	4月1日～次回定期申請直前の1月31日	12	25.5%	529	32.1%	541	31.9%
	(追加申請)	定期申請の翌年度以降の8月1日～8月31日	21	44.7%	417	25.3%	438	25.9%
4	審査の基準日	申請日	5	10.6%	127	7.7%	132	7.8%
5	申請に 使用する言語	申請書・財務諸表は日本語 その他の書類は日本語訳を付記 又は添付	0	0.0%	51	3.1%	51	3.0%
	金額欄の記載方法	財務省告示の 外国貨幣換算率により換算	1	2.1%	54	3.3%	55	3.2%
6	審査結果の通知方法	審査結果(資格者名簿等)を HP(又はシステム)で公表	9	19.1%	197	12.0%	206	12.2%
7	資格を有する者の名簿の公開	HP(又はシステム)で公表	4	8.5%	156	9.5%	160	9.4%

(参考)資格の有効期間に係るたたき台作成の経緯

資格の有効期間の設定状況

- 物品・役務等の資格の有効期間について、都道府県においては、3年としている団体が最も多くなっており(31団体(66.0%))、市区町村においては、2年としている団体が最も多くなっている(1,246団体(75.7%))。

※ 建設工事の資格の有効期間については、都道府県・市区町村ともに2年としている団体が最も多くなっている。

	物品・役務等		建設工事		測量・建設コンサルタント	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
2年未満	0 (0%)	56 (3.4%)	4 (8.5%)	121 (7.3%)	2 (4.3%)	94 (5.7%)
2年	15 (31.9%)	1,246 (75.7%)	40 (85.1%)	1,399 (84.9%)	42 (89.4%)	1,420 (86.2%)
3年	31 (66.0%)	231 (14.0%)	2 (4.3%)	114 (6.9%)	2 (4.3%)	116 (7.0%)
4年以上	1 (2.1%)	114 (6.9%)	1 (2.1%)	13 (0.8%)	1 (2.1%)	17 (1.0%)

※集計対象は、物品・役務等の入札参加資格審査を行っている団体

「物品・役務等」の資格の有効期間を2年とすることについて

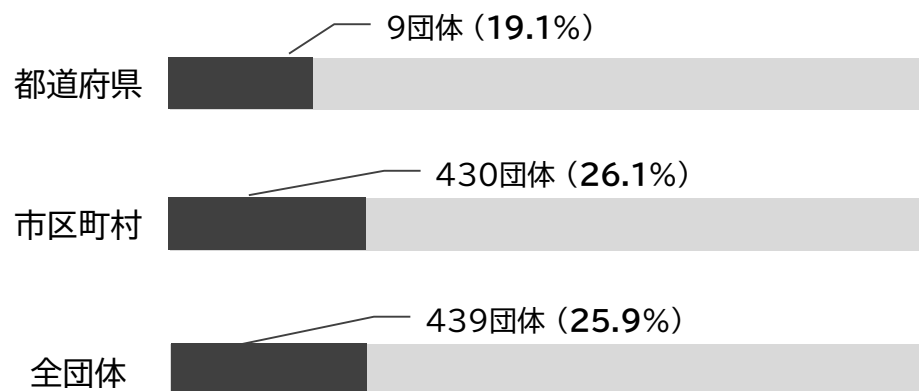
- 都道府県及び指定都市に対して、「物品・役務等」の資格の有効期間を「**2年**」とすることについての課題の有無等を照会したところ、現行3年としている**都道府県のうち22団体、指定都市のうち7団体**が、**次のような課題があり、対応が難しい**と回答した。
(項目・申請方法等検討部会(第4回)(令和6年7月31日))

- ・ 「物品・役務等」の資格のみを申請する多数の事業者は申請回数が、地方公共団体は審査回数が増加して事務負担が増加する。
- ・ 「建設工事」等と「物品・役務等」を同時期に審査することは、申請件数が多く困難。年度間の事務量の差が大きくなり職員配置に課題。
- ・ 事務負担を軽減する観点から、有効期間を2年から3年に変更した経緯がある。
- ・ 「建設工事」等と「物品・役務等」は、申請項目や必要書類が異なることから、申請時期が同一であっても、申請回数が少なくなる。

- たたき台においては、「物品・役務等」の資格の有効期間を「**3年**」とした上で、**今般、地方公共団体に対して意見照会。**

資格の有効期間(3年)①

● 課題がある団体



※ 右記のほか、「共同受付団体等と協議が必要」(43団体)、「規則・要綱等の改正が必要」(4団体)、「その他」(19団体)の意見があった。

● 主な課題 (意見の提出があったもの)

- 申請・審査に係る事務負担が増大(回数が増大)・事業者の混乱・失念を招くから、「建設工事」と異なる「3年」とすべきでない **155** 団体
- 申請・審査に係る事務負担が増大(回数が増大)・事業者の混乱・失念を招くから、「建設工事」と異なる期間とすべきでない(「建設工事」を3年とするならば対応可能) **131** 団体
- システム改修や運用、人員確保に財政的課題がある **46** 団体
- 事務の平準化の観点から「建設工事」等と「物品・役務等」は異なる時期(隔年等)に受付すべき(6年に1度は重複する) **29** 団体
- 経営状態を適切に把握するため、「2年」とすべき **17** 団体
- 事務負担軽減の観点から「4年」としており、「3年」とすべきでない **14** 団体

- 資格の有効期間を3年とすることについて「課題がある」とした団体は25.9%であった。また、具体の課題として挙げられた意見のうち、**経営状況の適切な把握等(契約の適正な履行確保)の観点**から課題があるとするものは、**1割未満**であった。
- 他方、「**建設工事**」等(2年)と「**物品・役務等**」(たたき台:3年)の**資格の有効期間が異なること**により、一括申請・審査を行えなくなり、事業者・地方公共団体の事務負担が増加することを課題とする意見が**6割**に上った。(特に市区町村)

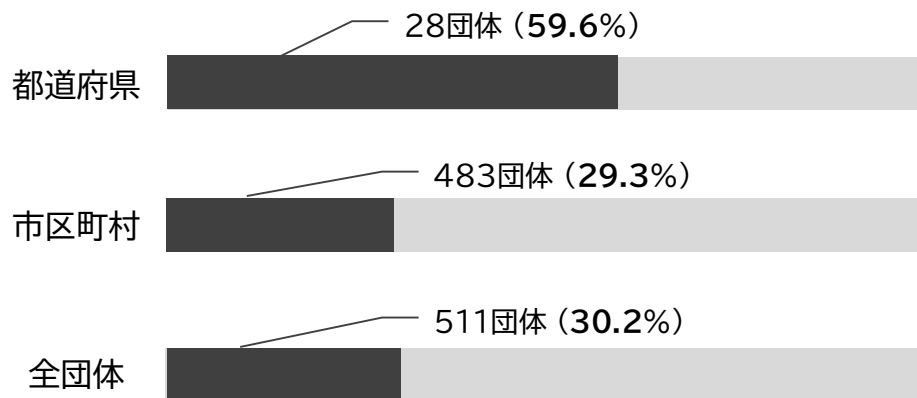
<「建設工事」等と「物品・役務等」の資格に係る申請の受付状況>

物品・役務等と	建設工事		測量・建設コンサルタント	
	同一部署で受付	同一時期に受付	同一部署で受付	同一時期に受付
都道府県	5団体 (10.6%)	5団体 (10.6%)	4団体 (8.5%)	5団体 (10.6%)
市区町村	1,431団体 (86.9%)	1,178団体 (71.5%)	1,430団体 (86.8%)	1,181団体 (71.7%)

資格の有効期間(3年)②

- 「物品・役務等」の資格の有効期間を3年とすることに合わせて、「建設工事」等の資格の有効期間を3年にすることについての課題の有無等についても照会した。

- 課題がある団体



※ 右記のほか、「共同受付団体等と協議が必要」(120団体)、「負担軽減の観点から、有効期間を4年にしているため、3年に戻すのは難しい」(8団体)、「有効期間が長くなることにより、職員の習熟や実務経験者の異動に伴う引継ぎへの支障が生じる」(6団体)、「有効期間を3年から2年に変更しており、3年に戻すのは難しい」(1団体)、「その他」(40団体)の意見があった。

● 主な課題（意見の提出があったもの）

- 最新の経営状態を把握できず、審査時の格付の等級と実際の契約時の実態が合わないおそれ。個々の入札時に経営状態を把握することは、事務負担が増加する、指名を行えない、格付に反映されない、制度改正等への対応が遅れる等の課題 **254 団体**
- 事業者が等級を上げる機会が減少し、事業者に不利益となる(又は期間中の格付変更事務が増える。)関係団体等の理解を得る必要 **68 団体**
- 事務の平準化の観点から建設工事等と物品役務等は異なる時期に受付するべき(重複する年のないようにすべき) **34 団体**
- システム改修や運用、人員確保に財政的課題がある **14 団体**
- 建設工事等の有効期間を1年とし、毎年度格付を行っているところであり、3年とすることはできない **14 団体**
- 規則・要綱等を改正する必要 **13 団体**

- 「建設工事」等の資格の有効期間を3年とすることについて「課題がある」とした団体は30.2%であり、都道府県については約6割に上った。具体の課題として挙げられた意見のうち、**経営状況の適切な把握等(契約の適正な履行確保)の観点から課題があるとするものが、半数以上**となった※。

※ なお、「建設工事」等の資格の有効期間を3年としつつ、**個別の入札時に経営状況を確認すること**については、確認に係る**職員リソースが不足**しており困難(事前に入札参加資格審査を行うことの意義を失う)、指名競争入札に係る**指名が困難、格付を上げる機会が減少**し事業者の不利益となる等の意見があった。

- また、一括申請・審査を可能にするため、「建設工事」と「物品・役務等」の資格の有効期間を合わせるべき」との意見がある一方、「事務を平準化する観点から、「建設工事」と「物品・役務等」は異なる時期に受け付けることとすべき」との意見もあった。

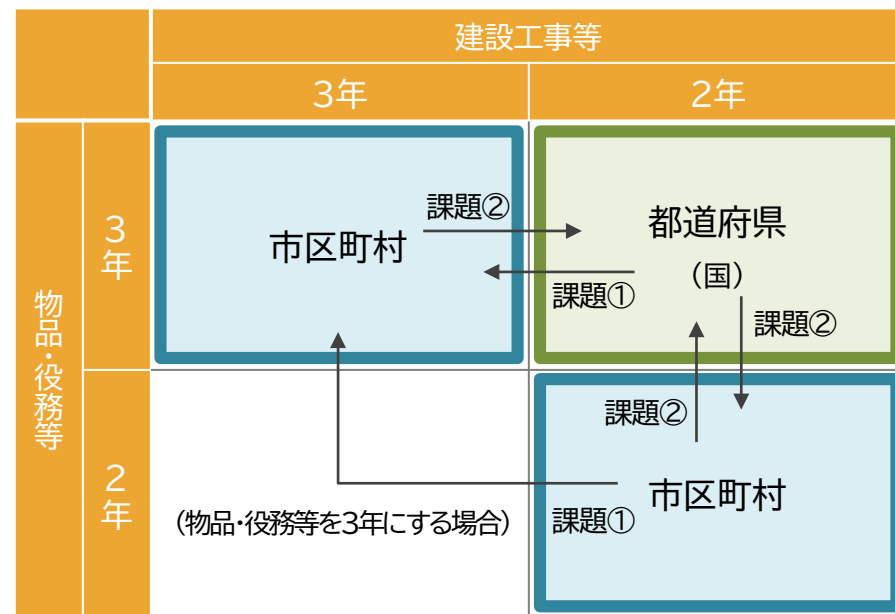
資格の有効期間(3年)③

- 意見照会の結果を踏まえると、
 - ・ (多数の)都道府県は、「物品・役務等」を3年・「建設工事」等を2年とすることを適当としている。
 - ・ (多数の)市区町村は、「物品・役務等」と「建設工事」等の有効期間を同じ(2年-2年 又は 3年-3年)とすることを適当としている。
- また、有効期間を3年又は2年に変更することについては、主に、次の2つの課題が挙げられている。

課題①：経営状況の適切な把握ができなくなる（適正審査）

課題②：申請・審査に係る事務負担が大きくなる（審査体制）

※ このほか、既に共同受付・審査体制を構築しており、他の団体との調整が必要、システム改修等に係る予算的・人材的制約等の課題も挙げられている。



検討（「建設工事」の資格の有効期間について）

- 「建設工事」の資格の有効期間を3年に共通化することについては、多数の地方公共団体(都道府県については約6割の団体)から、「経営状況の適切な把握ができなくなる」ことが課題として挙げられている。すなわち、入札参加資格審査の目的(契約の適正な履行確保)を十分に果たせなくなることが指摘されているところであり、不適当であると考えられるか。
- これを踏まえ、「物品・役務等」の資格の共通の有効期間については、「建設工事」の当該期間が2年であることを前提に検討を進めることが考えられるか。

※ 「建設工事」2年―「物品・役務等」3年 又は 「建設工事」2年―「物品・役務等」2年 となるか。

※ なお、「建設工事」の資格の有効期間を2年又は3年のいずれにするかについては、別途、「建設工事」の申請方法の共通化を検討する際に、詳細に検討する必要がある。

資格の有効期間(3年)④

検討（「物品・役務等」の資格の有効期間について）

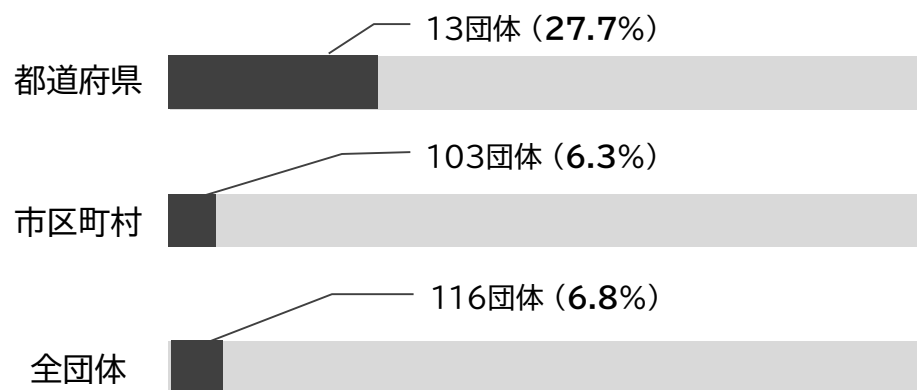
- 「物品・役務等」の資格の有効期間を2年又は3年のいずれとするかについては、特に都道府県と市区町村との間で、事務負担が大きくなること等を理由として、相対する意見が出されている。
- これは、資格の有効期間が、事業者の適正性確保(必要な審査間隔を設けること)の観点のみならず、地方公共団体のシステムの整備状況や人的リソース等の審査環境や審査体制を踏まえて審査を実施可能なものとする観点から設定されていること(また、この審査環境や審査体制が地方公共団体ごとに異なっていること)に起因するものと考えられる。
- このため、**資格の有効期間**を共通化するに当たっては、**事業者の適正性確保の観点**のみならず、**事務処理上の観点**から、全ての都道府県・市区町村において対応可能なものとなるよう検討する必要がある。
- **事業者の適正性確保(必要な審査間隔を設けること)の観点**からは、
 - ・ 「物品・役務等」の資格の有効期間を3年とすることについては、「建設工事」と異なり、「経営状況の適切な把握ができなくなる」ことを課題として挙げた団体が約2%(17団体)に留まること(2年とする必要がないこと)
 - ・ このことを前提に、特に都道府県において当該期間を2年から3年に変更する団体があることを踏まえ、また、国においては3年とされていることも考慮すると、**共通の有効期間は、3年とすることを軸に検討**することが考えられる。
- 他方、**事務処理上の観点**からは、「建設工事」(2年)と「物品・役務等」(3年)の期間が異なることについて、特に市区町村から課題があるとされているところである。このような中で、資格の有効期間を全国的に共通化するためには、**「建設工事」に係る共通化の検討状況も踏まえつつ、現行の審査体制をより効率的なものに見直すこととした上で、見直し後の審査体制を前提として、全国的に対応可能なものとなるよう設定**する必要がある。
- この点、広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの整備や共同受付・審査の方法等の審査体制については、現在、併行して検討を進めているところ、これらの審査体制を構築することによって、個々の地方公共団体の事務処理が効率化される場合には、資格の有効期間を共通化することに伴う事務処理上の課題が解消されることも考えられる。
- 以上を踏まえ、資格の共通の有効期間については、**今後の共通システム等の検討状況に合わせて最適なものとなるよう検討することとすることが考えられるか。**

共通化の方向性(案)

- 「物品・役務等」の資格の共通の有効期間については、現時点の(案)は「**3年**」としつつ、**今後の広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの整備や共同受付・審査の方法に係る検討、「建設工事」等の資格の共通の有効期間の検討等の進捗に合わせて、都道府県・市区町村が対応可能であるかどうかを確認し、必要に応じて変更・調整した上で決定することとしてはどうか。**

資格の有効期間の開始時期（4月1日～）①

● 課題がある団体



● 課題の具体的な内容と方向性(案)

● 主な課題（意見の提出があったもの）

- 人事異動や入札・契約に係る繁忙期と重なる 19 団体
- 現行の有効期間の開始時期と異なるため、共通化に当たって現行の期間を延長・短縮する措置が必要 17 団体
- 新年度契約に係る入札の準備行為(指名等)ができない 10 団体
- 定期申請の受付から資格の有効期間の開始までの期間が長く、事業者が当分の間資格を得られない 5 団体
- 「建設工事」等と開始時期が異なる(揃う)ことに伴い、申請時期も異なる(揃う)こととなり、事務負担が大きくなる 24 団体

申請時期に係る意見として別途検討

※ 上記のほか、「共同受付団体等と協議が必要」(22団体)、「規則・要綱等の改正が必要」(3団体)、「その他」(12団体)の意見があった。

人事異動や入札・契約に係る繁忙期と重なる(19団体)

(課題)

- 年度末から年度初めにかけては、入札・契約事務の繁忙期であることや、人事異動の時期と重なり、新任者への事務引継を行う必要があることから、事務負担が大きい。

(方向性)

- 全ての地方公共団体に共通する課題である一方、多数の地方公共団体が4月を有効期間の開始時期としていることを踏まえ、原案のとおり4月1日とする。
- なお、地方公共団体の事務負担を軽減する観点からは、広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムを整備すること等により、審査に関する事務の効率化を図ることが重要である。

現行の有効期間の開始時期と異なるため、共通化に当たって現行の期間を延長・短縮する措置が必要(17団体)

(課題)

- 資格の有効期間の開始時期を共通化するに当たっては、各地方公共団体において現行の開始時期を共通の開始時期(4月)に合わせて変更する必要がある。これに伴い、現行の有効期間を延長又は短縮する経過措置を設ける必要がある。

(方向性)

- 資格の有効期間の開始時期を共通化するに当たっては、共通化する有効期間や、共通化する時点における地方公共団体の有効期間及びその開始時期の具体の設定状況を踏まえ、資格の有効期間を延長又は短縮する経過措置を複数パターン整理する必要があるか。

資格の有効期間の開始時期（4月1日～）②

● 課題の具体的な内容と方向性(案)

新年度契約に係る入札の準備行為(指名等)ができない(10団体)

(課題)

- 4月1日に契約を締結する案件については、前年度末に指名競争入札に係る指名等の準備行為を行っている。有効期間の開始時期が4月1日開始の場合、4月1日に資格を付与される予定の新規参入事業者の指名ができないといった支障が生じる。

(方向性)

- 多数の地方公共団体が4月を有効期間の開始時期としているところ、例えば、年度末における指名事業者の選定については、新年度に入札参加資格を付与されることが予定されている事業者を対象とする※など、工夫して対応されているものと考えられる。

※ 年度末には、事業者の資格審査は完了しているものと考えられる。

定期申請の受付から資格の有効期間の開始までの期間が長く、事業者が当分の間資格を得られない(5団体)

(課題)

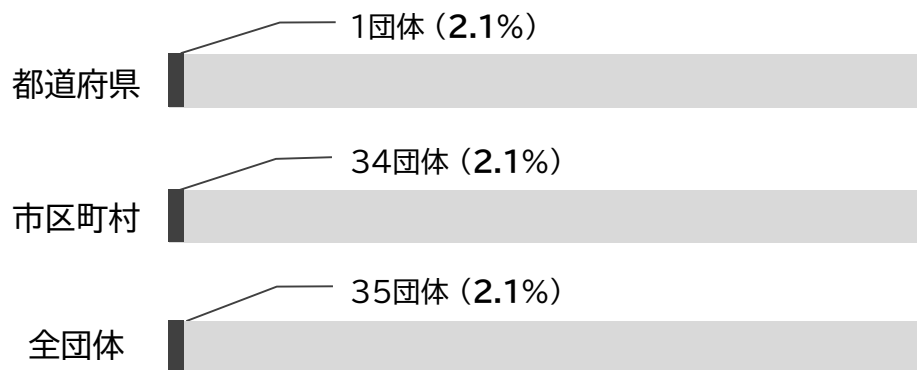
- 定期申請の受付終了日から資格の有効期間の開始日までの期間が半年間と長い。
- 当市は、資格の有効期間の開始時期を4月・10月に設定しているところ、共通化により、定期申請が1回となり、有効期間の開始が4月1日からのみとなると、速やかに資格を得たい事業者にとって、入札への参加機会が減る。

(方向性)

- 定期申請の受付開始時期から資格の有効期間の開始時期までの期間が長期にわたることについては、定期申請の受付開始時期に係る課題として別途検討する。(→P11)
- 地方公共団体の判断で、定期申請に加えて、随時申請又は追加申請を受け付けることにより、事業者は、定期申請の期間外においても申請をすることが可能となる。なお、随時申請又は追加申請により受け付けた場合の資格の有効期間の開始時期については、別途検討する。(→P17、21)

申請の受付方式（定期申請）

● 課題がある団体



● 課題の具体的な内容と方向性(案)

申請が同時期に集中する。平準化のため、随時申請を共通化すべき(11団体)

(課題)

- 定期申請(有効期間3年)とすると、3年に一度、一定の時期に大量の審査業務が発生することになり、事務を処理しきれないおそれがある。審査事務を平準化できる随時申請を共通化すべきである。
- また、申請の受付から資格の有効期間の開始までの期間が長くなることから、経営状況や納税状況に係る情報が古いものとなる。随時申請であれば、申請数が平準化され、速やかに資格を付与することができる。

(方向性)

- 職員数が限られる地方公共団体においては、随時に申請を受け付け、審査することができないおそれがある。このため、原案のとおり、申請の受付方式として定期申請を共通化しつつ、これに加えて、地方公共団体の判断で、随時申請又は定期申請を受け付けられるようにすることが適当であると考えられる。
- なお、定期申請の受付開始時期から資格の有効期間の開始時期までの期間が長期にわたることについては、定期申請の受付開始時期に係る課題として別途検討する。(→P11)

追加申請は任意ではなく、必須にした方がよい(1団体)

(課題)

- 追加申請は地方公共団体の任意ではなく、1年に一度、一定の時期に受け付けるように共通化した方がよい。

(方向性)

- 上記の理由のほか、地方公共団体においては、追加申請と比べて受付期間の長い随時申請を受け付けることも考えられる。このため、原案のとおり、随時申請又は定期申請については、地方公共団体の判断で任意に受け付けられるようにすることが適当であると考えられる。

● 主な課題（意見の提出があったもの）

- 申請が同時期に集中する。平準化のため、随時申請を共通化すべき

11 団体

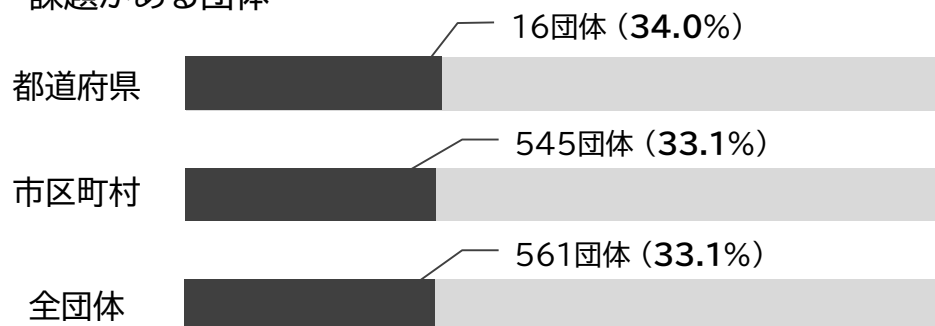
- 追加申請は任意ではなく、必須にした方がよい

1 団体

※ 上記のほか、「共同受付団体等と協議が必要」(17団体)、「その他」(6団体)の意見があった。

申請の受付時期・期間(定期申請)(8月1日～9月30日)①

● 課題がある団体



● 主な課題 (意見の提出があったもの)

- 申請の受付に向けた準備期間を確保できないことその他の理由から受付開始を後ろ倒しすべき **174** 団体
- 受付開始が早すぎる(情報が古くなり、変更申請が増加することから、受付開始を後ろ倒しすべき) **100** 団体

入札・契約事務の少ない時期(冬期)に受付開始を後ろ倒しすべき **64** 団体

受付時期・期間を変更するに当たって、要綱等の改正や十分な周知が必要 **48** 団体

「建設工事」・「測量・建設コンサルタント」と期間が異なり、申請や審査が煩雑となる **39** 団体

「建設工事」・「測量・建設コンサルタント」と期間が重なり、審査に係る事務負担が大きくなる **3** 団体

申請機会・審査期間の確保のため、受付期間を長くすべき **36** 団体

受付や問合せ対応に係る事務負担が大きくなること等から、受付期間を短くすべき **34** 団体

※ 上記のほか、「共同受付団体等と協議が必要」(31団体)、「その他」(36団体)の意見があった。

● 課題の具体的な内容と方向性(案)

申請の受付に向けた準備期間を確保できないことその他の理由から受付開始を後ろ倒しすべき(174団体)
受付開始が早すぎる(情報が古くなり、変更申請が増加することから、受付開始を後ろ倒しすべき(100団体)
入札・契約事務の少ない時期(冬期)に受付開始を後ろ倒しすべき(64団体)

(課題)

- 申請の受付開始時期を8月1日とすると、申請の受付に向けた準備期間が短くなり、対応困難となることから、受付開始を後ろ倒しすべき。
- 受付終了から資格の有効期間の開始までの期間を長く設定すると、その間の変更申請が増加する。また、許認可、納税情報、登記情報等について、審査時と資格の有効期間の開始時で状況が変わっている場合もあるのではないか。
- 8月～9月は入札・契約事務の繁忙期であり、受付・審査を行うことができない。冬期は閑散期となることから、受付開始時期をこの時期に後ろ倒しすべき。
- 8月～9月は、夏期休暇の期間と重なるため、事業者の利便性を損なう。

(方向性)

- 地方公共団体から、
 - 申請の受付時期から資格の有効期間の開始時期までの期間が長いことにより、入札参加資格審査の目的(契約の適正な履行確保)を十分に果たせないおそれがある旨の指摘がなされていること
 - これに伴い変更申請が増加すること、入札・契約事務の繁忙期と重なり審査事務を行い得ない等の事務処理上の課題が示されていること
- を踏まえ、定期申請の受付時期を後ろ倒しすることについて、再度検討するものとする。

申請の受付時期・期間(定期申請)(8月1日～9月30日)②

検討（定期申請の受付時期を後ろ倒すことについて）

- **たたき台においては**、全ての地方公共団体が、現行の審査体制において対応可能な審査期間を確保する観点から、定期申請の受付時期・期間を「受付の開始時期」と「資格の有効期間の開始時期」との期間が**最も長い地方公共団体に合わせて、8月1日～9月30日**に設定したところ、地方公共団体から、事業者情報が古いものとなること、入札・契約事務の繁忙期と重なり審査事務を行い得ないこと等から、**開始時期を後ろ倒しすべきとの意見**があった。これを踏まえ、定期申請の受付時期について再検討する。
- 現在、本検討会(システム検討部会)において、広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムを整備することや、共同受付・審査を行うことについて検討を進めているところであることを踏まえ、共通の定期申請の受付時期については、共同で受付・審査を行うことを前提に検討を進めることが適当であると考えられる。
- そこで、「物品・役務等」に係る申請の共同受付・審査を行っている都道府県における定期申請の受付時期等を確認したところ、
 - ・ 「申請の受付の開始時期」から「資格の有効期間の開始時期」までの期間は、「**6か月**」としている団体が最も多い（最長は6か月半）
 - ・ 「申請の受付の終了時期」から「資格の有効期間の開始時期」までの期間は、「**4か月**」又は「**3か月**」としている団体が最も多い（最長は5か月）
 - ・ 受付期間は、「**2か月**」としている団体が最も多い。（最長は2か月）状況となっている。
- この状況を踏まえ、**現時点における(案)**として、共同の受付・審査を行うに当たって十分な審査期間を確保しつつ、事業者の申請期間も確保する観点から、共通の申請の受付期間を「**資格の有効期間の開始時期**」の「**6か月前**」から「**4か月前**」まで（**10月1日から11月30日まで**）とすることが考えられるか。

<共同受付・審査を行っている都道府県の定期申請の状況>

都道府県	定期申請の受付の開始時期から 資格の有効期間の開始時期までの 期間	定期申請の受付の終了時期から 資格の有効期間の開始時期までの 期間	受付期間
群馬県	6か月	5か月	1か月
埼玉県	6か月	4か月	2か月
千葉県	6か月半	4か月半	2か月
神奈川県	6か月	4か月	2か月
長野県	5か月	3か月	1か月
愛知県	3か月	1か月半	1か月半
島根県	4か月	3か月	1か月
大分県	4か月	2か月	2か月

申請の受付時期・期間(定期申請)(8月1日～9月30日)③

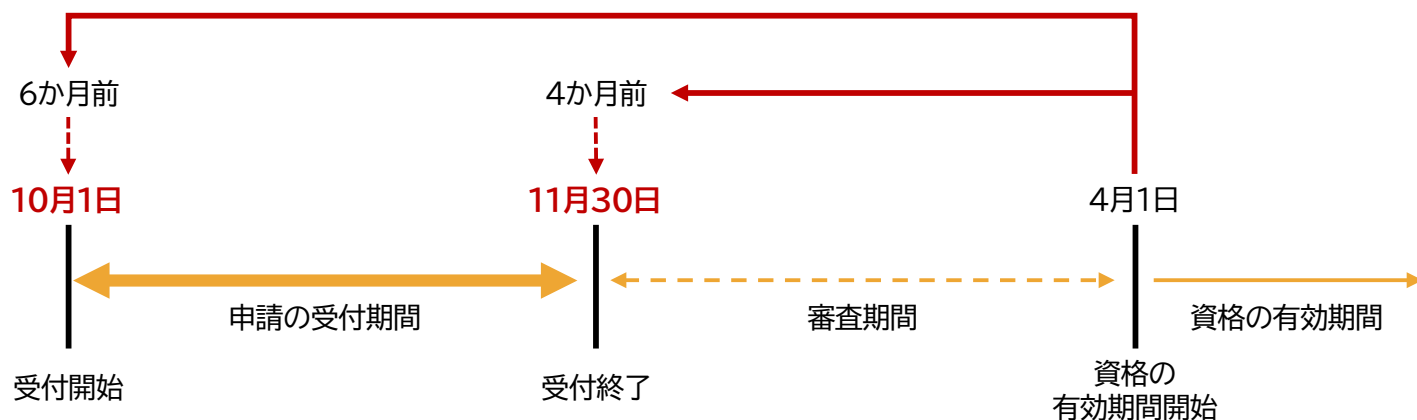
検討（定期申請の受付時期を後ろ倒すことについて）（続き）

- なお、申請の受付時期・期間については、申請件数、審査に要する時間、審査方法、システムの整備状況、審査に係る担当者数等を踏まえて、資格の有効期間の開始時期までに適切に審査を行えるものとして設定されるものであるところ、現時点で、広域又は全国的な入札参加資格審査申請システムの整備や、共同受付・審査の方法等の具体の審査体制は検討中であり、共通化後の審査体制を踏まえた最適な受付時期・期間については、現時点において決定することはできない。
- このため、共通の申請の受付時期・期間については、現時点の(案)を定めつつ、**今後の共通システムの整備や共同受付・審査の方法等の具体の審査体制の検討に合わせて、最適なものとなるよう検討**することとすることが考えられるか。

共通化の方向性(案)

- 「物品・役務等」の申請の受付時期・期間については、現時点の(案)は、**「資格の有効期間の開始時期」の「6か月前」から「4か月前」まで**、具体的には、共通の「資格の有効期間の開始時期」を4月1日とした場合、**「10月1日から11月30日まで」としつつ、今後の広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの整備や共同受付・審査の方法に係る検討等の進捗に合わせて、申請件数、審査に要する時間等も考慮しながら、最適なものとなるよう、「必要に応じて変更・調整した上で決定」することとしてはどうか。**

<共通の申請の受付期間の設定イメージ 現時点(案)>



申請の受付時期・期間(定期申請)(8月1日～9月30日)④

● 課題の具体的な内容と方向性(案)

受付時期・期間を変更するに当たって、要綱等の改正や十分な周知が必要(48団体)

(課題)

- 共通化に対応するため、要綱や規則の改正が必要となる。
- 共通化すると、申請の受付時期が大幅に変更となるため、事業者の申請漏れがないよう十分な周知をする必要がある。

(方向性)

- 共通化を行うためには、各地方公共団体において、現行の申請方法等を変更する必要が生じる。この変更等に伴い、事業者に対して申請漏れ等による不利益が生じないようにするとともに、地方公共団体において共通の申請方法が円滑に導入されるよう、十分な周知期間や準備期間を設け、必要な支援を行う必要がある。

「建設工事」・「測量・建設コンサルタント」と期間が異なり、申請や審査が煩雑となる(39団体)

「建設工事」・「測量・建設コンサルタント」と期間が重なり、審査に係る事務負担が大きくなる(3団体)

(課題)

- 共通化することによって、「建設工事」・「測量・建設コンサルタント」と受付期間が異なり、申請・審査の回数が増えることから、事業者・地方公共団体双方の事務負担が大きくなる。
- 共通化することによって、「建設工事」・「測量・建設コンサルタント」と受付期間が重なり、申請が集中することによって審査しきれない。事務が平準化されない。

(方向性)

- 申請の受付時期・期間については、今後の広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの整備や共同受付・審査の方法に係る検討等の進捗に合わせて、申請件数、審査に要する時間等も考慮しながら、最適なものとなるよう決定する。その際、「建設工事」等の申請方法の共通化に係る検討状況も踏まえて検討することとする。

申請機会の確保、審査期間の確保のため、受付期間を長くすべき(36団体)

受付や問合せ対応に係る事務負担が大きくなること等から、受付期間を短くすべき(34団体)

(課題)

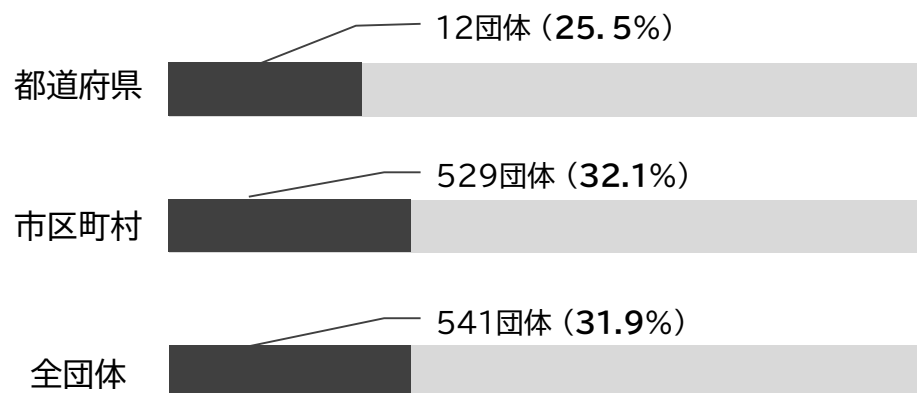
- 受付事務担当者が少数のため、短期間に多くの申請がある場合、処理しきれないことから、受付期間を長くすべきである。
- 申請の受付事務と審査事務を同時進行で行っていることから、受付期間を長くしなければ、十分な審査期間を確保できない。
- 受付事務や問合せ対応に人員を割く必要があるため、受付期間は1か月程度が望ましい。

(方向性)

- 申請の受付時期・期間については、今後の広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの整備や共同受付・審査の方法に係る検討等の進捗に合わせて、申請件数、審査に要する時間等も考慮しながら、最適なものとなるよう決定する。

申請の受付時期・期間(随時申請)(4月1日～次回定期申請直前の1月31日)①

● 課題がある団体



※ 右記のほか「随時申請を行う必要はない」、「随時申請を行うことは、審査に係る事務負担が大きい」(327団体)、「共同受付団体等と協議が必要」(24団体)、その他(10団体)の意見があった。

なお、「随時申請を行う必要はない」等の意見に関しては、たたき台において、随時申請によることは、地方公共団体の任意とされているところであり、課題とはならない。

● 主な課題 (意見の提出があったもの)

- 事業者の申請機会を十分に確保できていないことなどから、受付期間を長くすべき **105** 団体
- システムの仕様上、4月1日に受け付けられないことから開始時期を後ろ倒すべき **40** 団体
- 審査体制等を考慮して受付期間を短くすべき **18** 団体
- 随時申請に要件を付すべき(市内業者、WTO案件、営業譲渡等に限る等) **9** 団体
- 「建設工事」・「測量・建設コンサルタント」と期間が異なり審査が煩雑となる **6** 団体
- 共通の審査期間及び資格の有効期間の開始時期を設定する必要がある **3** 団体

● 課題の具体的な内容と方向性(案)

事業者の申請機会を十分に確保できていないことなどから、受付期間を長くすべき(105団体)

(課題)

- 随時申請期間の終期から定期申請期間の始期までの期間が長期となり、事業者にとって利便性が低いと考えられる。定期申請の受付年度も随時申請を受け付ける必要がある。

(方向性)

- たたき台において、随時申請の受付期間は、地方公共団体の判断により、たたき台で示した期間から任意で拡大できることとしている。
- なお、たたき台において、随時申請の受付期間については、地方公共団体の事務負担をできる限り大きくしない範囲で共通化することとしており、この期間を広げることは、地方公共団体によっては、審査事務の処理が困難となるおそれがある。このため、原案のとおりとすることが適当か。

申請の受付時期・期間(随時申請)(4月1日～次回定期申請直前の1月31日)②

● 課題の具体的な内容と方向性(案)

システムの仕様上、4月1日に受け付けられないことから開始時期を後ろ倒すべき(40団体)

(課題)

- 当県(共同受付)が現在使用しているシステムの都合上、随時申請の受付の開始時期を4月1日とすることは難しい。また、毎月5日を締切としているため、終了時期を1月31日とすることも難しい。

(方向性)

- 申請方法を共通化するに当たっては、各地方公共団体においてシステム等の改修を行う必要が生じることが想定される。いずれにしても、広域又は全国的な共通システムの整備等について、併行して検討を進める。
- なお、たたき台で示した期間は、任意で拡大できるとしている。

審査体制等を考慮して受付期間を短くすべき(18団体)

(課題)

- 1月は、次年度契約の締結に関する事務が増加する繁忙期となるため、申請を受け付けることが難しい可能性がある。このため、随時申請の受付終了時期を短くすべきである。

(方向性)

- たたき台の随時申請の受付期間は、地方公共団体の事務負担をできる限り大きくしないよう、比較的短い期間としているところ。この期間を長くすべきとする意見もあることを踏まえ、原案のとおりとする。なお、随時申請を受け付けることが難しい場合には、地方公共団体の判断で、追加申請を受け付けることとすることもできる。

随時申請に要件を付すべき(市内業者、WTO案件、営業譲渡等に限る等)(9団体)

(課題)

- 随時申請については、要件を満たす場合(例：市内に本店を有する事業者、WTO案件、事業者の合併・分割・営業譲渡)のみ受付をしているため、随時申請を受け付ける場合に要件を設けられるようにしたい。

(方向性)

- WTO案件や事業者の合併、分割又は営業譲渡等の場合の申請の受付については、随時受け付けられるようシステム整備することが適当である。広域又は全国的な共通システムの検討に合わせて検討する。ただし、特定の地域の事業者を対象とするような申請要件を設けることは、共通化になじまないと考えられるか。

「建設工事」・「測量・建設コンサルタント」と期間が異なり審査が煩雑となる(6団体)

(課題)

- 「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント」の随時申請の取扱いと異なることで、全体として受付を行っている期間が長期となり、受付に係る事務負担が増加する。

(方向性)

- 随時申請の受付時期・期間については、今後の広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの整備や共同受付・審査の方法に係る検討等の進捗に合わせて、申請件数、審査に要する時間等も考慮しながら、最適なものとなるよう決定する。この際、「建設工事」等の申請方法の共通化に係る検討状況も踏まえて検討することとする。

申請の受付時期・期間(随時申請)(4月1日～次回定期申請直前の1月31日)③

● 課題の具体的な内容と方向性(案)

共通の審査期間及び資格の有効期間の開始時期を設定する必要(3団体)	
(課題) たたき台において、随時申請受付後の審査期間及び資格の有効期間の開始時期が定められていない。	(方向性) 意見を踏まえ、随時申請で受け付ける場合の共通の資格の有効期間の開始時期を定めることとする。

検討（随時申請で受け付ける場合の共通の資格の有効期間の開始時期）

- 定期申請の受付時期と同様、随時申請で受け付ける場合の共通の資格の有効期間の開始時期についても、都道府県単位で共同受付・審査を行っている地方公共団体の例を参考にすることが考えられるか。

<都道府県単位で共同受付・審査を行っている団体の随時申請の状況>

都道府県	資格の有効期間	随時申請の期間	有効期間の開始時期
群馬県	令和6年4月1日－令和8年3月31日	令和6年4月1日－令和7年9月12日	資格認定日から(毎月15日締め、翌月1日に認定)
埼玉県	令和5年4月1日－令和7年3月31日	令和5年4月10日－令和7年3月10日	名簿登録日から(毎月5日締め、翌月1日に登録)
千葉県	令和4年4月1日－令和6年3月31日	令和4年4月18日－令和5年11月15日	名簿登載日から(毎月15日締め、翌々月1日に登載)
神奈川県	令和5年4月1日－令和7年3月31日	令和5年4月1日－令和7年2月3日	認定日から(毎月1日締め、翌月1日に認定)
長野県	令和7年4月1日－令和10年3月31日	令和7年4月中旬－令和10年3月31日(予定)	名簿登録日から(提出書類一式が全て揃ってから2週間程度)
愛知県	令和6年4月1日－令和8年3月31日	令和6年4月1日－令和8年2月16日	名簿登載日から(毎月15日締め、翌月1日に登載)
島根県	令和4年1月1日－令和6年12月31日	令和4年1月4日－令和6年11月15日	名簿登録日から(認定日の翌月1日)
大分県	令和6年10月1日－令和8年9月30日	令和6年8月1日－令和8年5月31日	申請受理月の翌々月から(ただし令和6年11月1日以降)

申請の受付時期・期間(随時申請)(4月1日～次回定期申請直前の1月31日)④

検討 (随時申請で受け付ける場合の共通の資格の有効期間の開始時期)(続き)

- 都道府県単位で共同受付・審査を行っている団体の随時申請で受け付ける場合の資格の有効期間の開始時期は、地方公共団体ごとに異なっており、当該開始時期までの審査期間は以下の状況となっている。
 - ・ 最も短い団体 : 「毎月15日締め、翌月1日」
 - ・ 最も長い団体 : 「毎月15日締め、翌々月1日」
- 全国的に対応可能なものとする観点からは、当該期間が最も長い団体に合わせることが適当であると考えられる。他方、地方公共団体によっては、できる限り短期間で資格を付与し、事業者の入札参加機会を幅広く確保することを希望する団体もあると考えられる。
- これを踏まえ、随時申請で受け付ける場合の共通の資格の有効期間の開始時期は、「毎月15日締め、翌々月1日から※」としつつ、地方公共団体の判断により、当該開始時期(翌々月1日)を早めることができることとすることが考えられるか。
- なお、随時申請に係る審査期間については、申請に係る受付時期・期間と同様、審査体制等を踏まえて設定されるものであるところ、広域又は全国的な入札参加資格審査申請システムの整備や、共同受付・審査の方法等の具体の審査体制は検討中であることから、現時点において決定することはできない。
- このため、現時点の(案)を定めつつ、今後の共通システムの整備や共同受付・審査の方法等の具体の審査体制の検討に合わせて、最適なものとなるよう検討することとすることが考えられるか。

共通化の方向性(案)

- 「物品・役務等」の随時申請で受け付ける場合の共通の資格の有効期間の開始時期について、現時点の(案)は、「毎月15日締め※1、遅くとも翌々月1日から※2(地方公共団体の判断により、当該開始時期(翌々月1日)を早めることができる。)」としつつ、

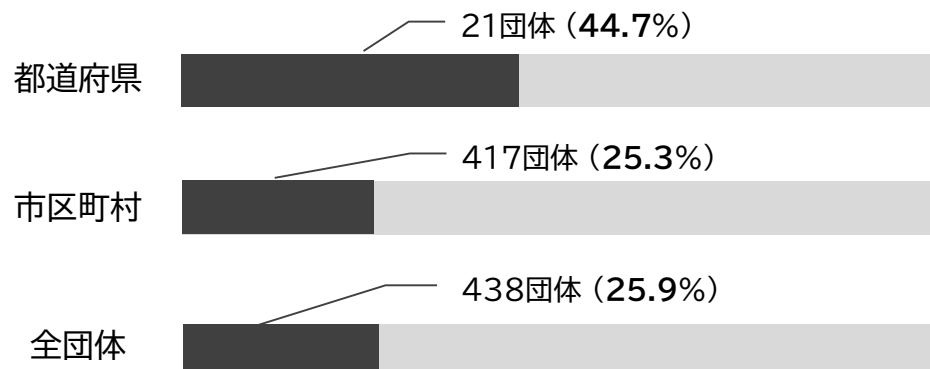
※1 随時申請の受付期間を任意に拡大した場合における現行有効期間(N年度～N+2年度)に係る申請については、N+2年度1月15日まで。

※2 定期申請の受付終了後の新規有効期間(N+3年度～N+5年度)に係る申請については、翌年度(N+3年度)の4月1日から資格付与(定期申請以後の随時申請は、定期審査が優先され、4月1日に資格が付与されるとは限らない。)

今後の広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの整備や共同受付・審査の方法に係る検討等の進捗に合わせて、申請件数、審査に要する時間等も考慮しながら、最適なものとなるよう、必要に応じて変更・調整した上で決定することとしてはどうか。18

申請の受付時期・期間(追加申請)(定期申請の翌年度以降の8月1日～8月31日)①

● 課題がある団体



※ 右記のほか「追加申請を行う必要はない」、「追加申請を行うことは、審査に係る事務負担が大きい」(289団体)、「共同受付団体等と協議が必要」(25団体)、「WTO案件は、追加申請では時期を逸することから随時申請を受け付ける必要」(1団体)、その他(15団体)の意見があった。

なお、「追加申請を行う必要はない」等の意見に関しては、たたき台において、追加申請によることは、地方公共団体の任意とされているところであり、課題とはならない。

● 主な課題(意見の提出があったもの)

- ・ 繁忙期であることなどから、入札契約事務の少ない時期(冬期)に受付開始を後ろ倒しすべき **44 団体**
- ・ 申請者の申請機会を十分に確保できていないことなどから、受付期間を長くすべき・受付回数を増やすべき **23 団体**
- ・ 審査体制等を考慮して受付期間を短くすべき **11 団体**
- ・ 「建設工事」・「測量・建設コンサルタント」と期間が異なり、審査が煩雑となる **9 団体**
- ・ 「建設工事」・「測量・建設コンサルタント」と期間が重なり、審査に係る事務負担が大きくなる **1 団体**
- ・ 共通の審査期間及び資格の有効期間の開始時期を設定する必要がある **3 団体**

● 課題の具体的な内容と方向性(案)

繁忙期であることなどから、入札契約事務の少ない時期(冬期)に受付開始を後ろ倒しすべき(44団体)

(課題)

- ・ 8月～9月は入札・契約事務の繁忙期であり、受付・審査を行うことができない。冬期は閑散期となることから、受付開始時期をこの時期に後ろ倒しすべき。

(方向性)

- ・ 定期申請の受付時期・期間の再検討に伴い、追加申請の共通の受付時期・期間を「**定期申請の翌年度以降の10月1日から10月31日まで**」に変更することが考えられるか。

申請の受付時期・期間(追加申請)(定期申請の翌年度以降の8月1日～8月31日)②

● 課題の具体的な内容と方向性(案)

申請者の申請機会を十分に確保できていないことなどから、受付期間を長くすべき・受付回数を増やすべき(23団体)

(課題)

- 追加申請の受付期間については、事業者の申請機会を確保するため、定期申請の受付期間(2か月)と同じ期間とすること(長くすること)が望ましい。
- 随時申請を受け付けず、追加申請のみを受け付ける場合は、追加申請を年に複数回受け付けることとすべき。

(方向性)

- 追加申請の受付期間については、1年度に1回追加申請を行っている地方公共団体において最も採用されている期間(1か月)としていること、この期間を短くすべきとの意見もあることを踏まえ、原案のとおりとする。
- なお、たたき台においては、地方公共団体の判断により、当該期間や受付回数を拡大することができることとしている。

審査体制等を考慮して受付期間を短くすべき(11団体)

(課題)

- 申請件数が増大することによって、審査に係る事務負担が大きくなることから、追加申請の受付期間を2週間程度に短くすべき。

(方向性)

- 追加申請の受付期間については、1年度に1回追加申請を行っている地方公共団体において最も採用されている期間(1か月)としていること、この期間を長くすべきとの意見もあることを踏まえ、原案のとおりとする。

「建設工事」・「測量・建設コンサルタント」と期間が異なり審査が煩雑となる(9団体)

「建設工事」・「測量・建設コンサルタント」と期間が重なり、審査に係る事務負担が大きくなる(1団体)

(課題)

- 「建設工事」・「測量・建設コンサルタント」と受付期間が異なり、申請・審査の回数が増えることから、事業者・地方公共団体双方の事務負担が大きくなる。

(方向性)

- 追加申請の受付時期・期間については、今後の広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの整備や共同受付・審査の方法に係る検討等の進捗に合わせて、申請件数、審査に要する時間等も考慮しながら、最適なものとなるよう決定する。この際、「建設工事」等の申請方法の共通化に係る検討状況も踏まえて検討することとする。

申請の受付時期・期間(追加申請)(定期申請の翌年度以降の8月1日～8月31日)③

● 課題の具体的な内容と方向性(案)

共通の審査期間及び資格の有効期間の開始時期を設定する必要(3団体)	
(課題)	(方向性)
・ たたき台において、追加申請受付後の審査期間及び資格の有効期間の開始時期が定められていない。	・ 意見を踏まえ、追加申請で受け付ける場合の事業者の共通の資格の有効期間の開始時期を定めることとする。

検討 (追加申請で受け付ける場合の共通の資格の有効期間の開始時期)

- 随時申請で受け付ける場合の共通の資格の有効期間の開始時期については、都道府県単位で共同受付・審査を行っている地方公共団体の例を参考にしたが、当該団体のうち、追加申請を受け付けている団体はない。
- これを踏まえ、追加申請で受け付ける場合の共通の資格の有効期間の開始時期については、市町村間で共同受付・審査を行っている構成員(盛岡市)や追加申請を受け付けている県・指定都市(申請件数が多いと考えられる団体)の例を参考に検討する。

<構成員・都道府県・指定都市の追加申請の状況>

団体名	資格の有効期間	追加申請の時期	具体の申請の受付期間の例	有効期間の開始日
盛岡市	令和6年4月1日～令和8年3月31日	令和6年10月	令和6年10月1日～ 令和6年10月31日	翌年の4月1日
福岡県	令和5年10月1日～令和7年10月31日	毎年10月	令和5年10月2日～10日	申請月の2か月後の1日(12月)
		毎年7月	令和6年7月1日～11日	申請月の4か月後の1日(11月)
新潟市	令和5年4月1日～令和7年3月31日	毎年4月、7月、10月、1月	令和5年4月5日～19日、7月3日～18日、10月2日～18日、令和6年1月5日～19日	申請月の2か月後の1日(6月、9月、12月、3月)
堺市	令和6年4月1日～令和9年3月31日	毎年6月、12月	令和6年6月1日～30日、12月1日～24日	申請月の4か月後の1日(10月、4月)
広島市	令和5年1月1日～令和7年12月31日	毎年4月、7月、10月、1月	令和6年4月18日～30日、7月18日～29日、10月18日～29日、令和7年1月20日～29日	申請月の3か月後の1日(7月、10月、1月、4月)
福岡市	令和4年8月1日～令和7年7月31日	毎年1月～2月	令和6年1月15日～ 2月16日	申請年の8月1日

申請の受付時期・期間(追加申請)(定期申請の翌年度以降の8月1日～8月31日)④

検討 (追加申請で受け付ける場合の共通の資格の有効期間の開始時期)(続き)

- 構成員・都道府県・指定都市の追加申請で受け付ける場合の資格の有効期間の開始時期は、それぞれ異なっており、申請月の2か月後～6か月後の第1日となっている。
- 随時申請についての考え方と同様、全国的に対応可能なものとする観点からは、当該期間が最も長い団体に合わせることが適当であると考えられる。他方、地方公共団体によっては、できる限り短期間で資格を付与し、事業者の入札参加機会を幅広く確保することを希望する団体もあると考えられる。
- これを踏まえ、追加申請で受け付ける場合の共通の資格の有効期間の開始時期は、「申請月の6か月後の1日から」としつつ、地方公共団体の判断により、当該開始時期を早めることができることとすることが考えられるか。
- なお、追加申請に係る審査期間については、申請に係る受付時期・期間と同様、審査体制等を踏まえて設定されるものであるところ、広域又は全国的な入札参加資格審査申請システムの整備や、共同受付・審査の方法等の具体の審査体制は検討中であることから、現時点において決定することはできない。
- このため、現時点の(案)を定めつつ、今後の共通システムの整備や共同受付・審査の方法等の具体の審査体制の検討に合わせて、最適なものとなるよう検討することとすることが考えられるか。

共通化の方向性(案)

- 「物品・役務等」の追加申請で受け付ける場合の共通の資格の有効期間の開始時期について、現時点の(案)は、「遅くとも申請月※1の6か月後の1日から(地方公共団体の判断により、当該開始時期を早めることができる※2。)」としつつ、

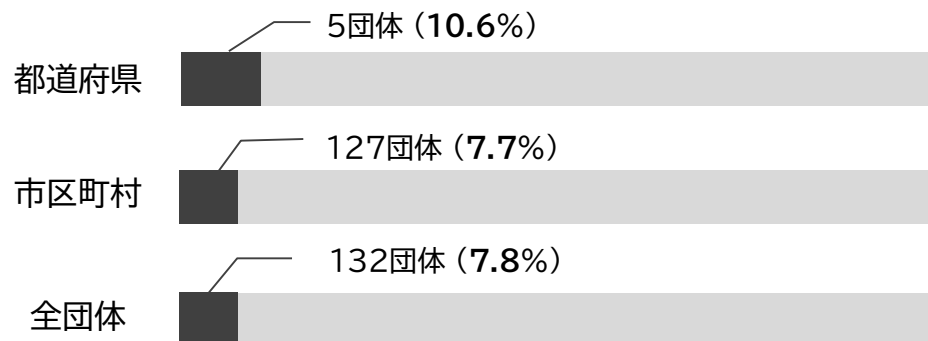
※1 新規有効期間(N+3年度～N+5年度)に係る定期申請受付開始後は、現行有効期間(N年度～N+2年度)に係る追加申請の受付を行わない。

※2 定期申請の受付終了後の新規有効期間(N+3年度～N+5年度)に係る申請については、翌年度(N+3年度)の4月1日以降から資格付与。

今後の広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの整備や共同受付・審査の方法に係る検討等の進捗に合わせて、申請件数、審査に要する時間等も考慮しながら、最適なものとなるよう、必要に応じて変更・調整した上で決定することとしてはどうか。

審査の基準日(申請日)

● 課題がある団体



● 課題の具体的な内容と方向性(案)

総論

(課題)

- 基準日は設定しておらず、共通化する必要性が不明。
- 納税証明書や履歴事項全部証明書について、基準日から3か月以内に発行されたものを求めている。審査の基準日を申請日とした場合、事業者ごとに基準日が異なることとなり、書類の確認に係る事務が煩雑となる。
- 審査の基準日を申請日とした場合、事業者ごとに格付に係る基準日が異なることとなり、公平性を欠く。(例えば、格付に係る営業年数等については、遅い時期に申請した事業者ほど有利となる。)
- 提出書類の不備等により、申請日と受付日に大きなタイムラグが生じることがあるため、申請日ではなく受付日を基準日とすべきではないか。
- 「代理権を有する受任者」については、申請時に4月からの変更が判明している場合は、4月1日時点で見込まれる受任者の記載を求めている。

● 主な課題 (意見の提出があったもの)

- 審査基準日を定める必要はない。必要性が不明 **46** 団体
- 事業者ごとに審査基準日が異なり、審査が煩雑になることから、審査基準日を統一すべき **43** 団体
- 格付(営業年数等)等が不公平となることから、審査基準日を統一すべき **3** 団体
- 受付日を基準日にすべき **7** 団体
- その他 **7** 団体

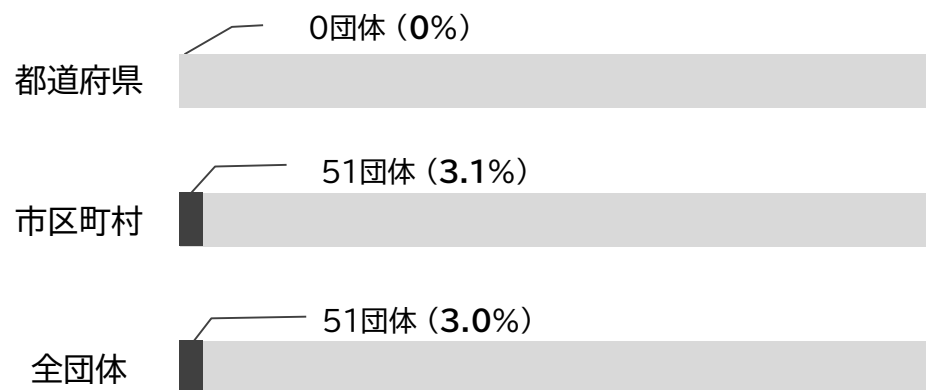
※ 上記のほか、「共同受付団体等と協議が必要」(20団体)、「規則・要綱等の改正が必要」(6団体)の意見があった。

(方向性)

- 審査基準日は、各地方公共団体において、事業者の適正性の確認や格付等を行うため、必要に応じて定めているものであると考えられる。
- この点、格付の公平性を厳格に担保する観点から、定期申請の受付開始日を審査基準日とする団体がある一方、事業者の現況を把握するため、明確な基準日を定めず(あるいは申請日を基準日として)、随時申請日を審査基準日として扱っている団体もあるものと考えられる。
- このような実態を踏まえれば、「**審査基準日**」の設定は、**地方公共団体における審査基準の設定に関わるものであるといえるものであり、全国的な共通化になじまないものと考えられるか。**これを踏まえ、**審査基準日については、共通化しないこととするか。**
- なお、意見にある納税証明書等の時点に関しては、事業者記入を求める申請項目や提出を求める必要書類を特定することから、申請項目や必要書類の共通化と合わせて検討することが考えられるか。(これらの必要書類等を基に、どの時点を基準として格付をするかは、各地方公共団体の判断によることとなる。)

申請に使用する言語(申請書・財務諸表は日本語、その他の書類は日本語訳を付記又は添付)

● 課題がある団体



● 課題の具体的な内容と方向性(案)

外国事業者の申請を想定していない(10団体)

添付された日本語訳の確認や不備の修正が困難(8団体)

外国語に対応できる職員が少ないことから、全ての書類を日本語のみとしたい(5団体)

(課題)

- 外国事業者からの申請がなく、日本語訳を付記又は添付した書類の提出は想定していない。
- 外国語に対応できる職員が少ないため、日本語のみの受付としたい。
- 日本語訳で提出された書類の内容に疑義や不備があるかどうかの確認ができず、修正指示ができない。

(方向性)

- 外国事業者から申請される可能性もあるため、これを想定して、「その他の外国語で記載された必要書類は日本語訳を付記又は添付」することを共通とすることが適当であると考えられる。

事業者の日本語訳作成に係る事務負担が増加することから言語の指定は不要(2団体)

(課題)

- ISO認証等は、日本語版を業者で保有していないケースが比較的多くあるため、業者負担を増やすこととなることから、使用言語として日本語を指定する必要はない。

(方向性)

- 全ての地方公共団体において、外国事業者からの申請内容を確認しやすくする観点から、原案のとおり、外国語の資料に「その他の外国語で記載された必要書類は日本語訳を付記又は添付」することを共通とすることが適当であると考えられる。

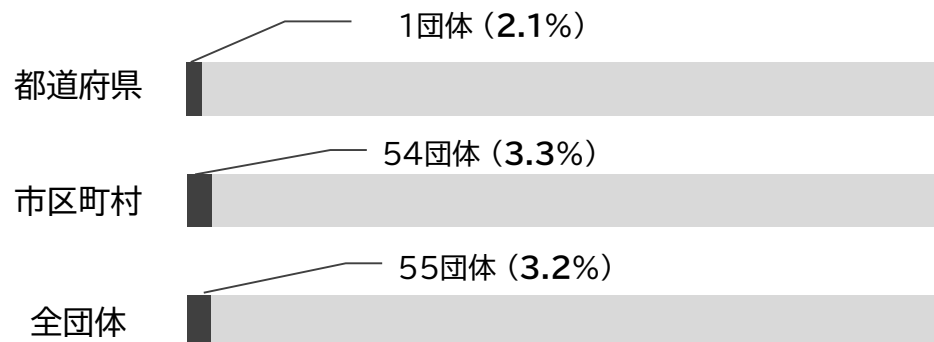
● 主な課題 (意見の提出があったもの)

- 外国事業者の申請を想定していない **10** 団体
- 添付された日本語訳の確認や不備の修正が困難 **8** 団体
- 外国語に対応できる職員が少ないことから、全ての書類を日本語のみとしたい **5** 団体
- 事業者の日本語訳作成に係る事務負担が増加することから言語の指定は不要 **2** 団体

※ 上記のほか、「共同受付団体等と協議が必要」(13団体)、「規則・要綱等の改正が必要」(13団体)の意見があった。

金額欄の記載方法(財務省告示の外国貨幣換算率により換算)

● 課題がある団体



● 課題の具体的な内容と方向性(案)

外国事業者の申請を想定していない。対応方法が不明(29団体)

(課題)

- 外国事業者からの申請はなく、対応方法が不明である。
- 換算の際の計算誤りなどが増えるのではないか。

● 主な課題 (意見の提出があったもの)

- 外国事業者の申請を想定していない。対応方法が不明 **29** 団体

※ 上記のほか、「共同受付団体等と協議が必要」(15団体)、「規則・要綱等の改正が必要」(11団体)の意見があった。

(方向性)

- たたき台は、外国事業者が申請する場合に、事業者において、金額欄を外国貨幣換算率に基づいて、日本国通貨に換算して記載することを定めたものである。
- 審査において、換算の際の誤りがないことを確認する必要がある。

審査結果の通知方法(審査結果(資格者名簿等)をHP(又はシステム)で公表)①

● 課題がある団体

都道府県

9団体 (19.1%)

市区町村

197団体 (12.0%)

全団体

206団体 (12.2%)

● 主な課題 (意見の提出があったもの)

● HPで審査結果を公表していないことやシステムが未整備であるため、対応が難しい **95 団体**

● HP掲載に係る事務負担が増加する(更新頻度の増加、職員不足) **52 団体**

● 公表内容や公表時期を検討する必要がある **19 団体**

● システムによるメール通知や書面通知で足りる。公表する必要がない。 **9 団体**

● 資格者名簿の公表と別に審査結果を公表することは事務負担が増加する。 **6 団体**

● 審査結果の通知の電子化・オンライン化は地域の事業者への配慮が必要 **4 団体**

● 審査結果通知に付随してシステムのログインID等の個別情報を送っているため、HPでの名簿の公表では対応が難しい **3 団体**

※ 上記のほか、「その他」(19団体)の意見があった。

● 課題の具体的な内容と方向性(案)

総論

(課題)

- システムによる自動メール通知や書面通知で足り、審査結果を名簿で公表する必要はない。別途名簿を公開することは事務負担が増加する。
- また、HP上での名簿の公表は、名簿の内容に変更がある度に更新する必要があるため、更新頻度が高くなることや、名簿を作成するようなシステムを整備していないことから、職員の事務負担が増加する。

(方向性)

- 事業者における自らの資格の確認を容易にすることや、入札・契約に係る透明性を確保する観点から、原案のとおり、資格者名簿は公表することとすることが望ましい。
- その上で、現在、広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの整備に係る検討を行っているところ、当該システムの整備内容によっては、全国的に、自動メール送信等により通知可能となることや名簿作成が容易となる可能性もある。
- これを踏まえ、現時点の(案)は、「資格者名簿等をHP(又はシステム)で公表」することとしつつ、共通の通知方法については、今後の広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの整備を踏まえて、必要に応じて変更・調整した上で決定することとするか。

審査結果の通知方法(審査結果(資格者名簿等)をHP(又はシステム)で公表)②

● 課題の具体的な内容と方向性(案)

公表内容や公表時期を検討する必要がある(19団体)

(課題)

- 資格者名簿を公表することにより、指名競争入札で指名される事業者が推測されることや談合に悪用される懸念がある。
- 資格を有しないこととされた事業者は公表を望まないのではないか。
- 個々の事業者への審査結果通知とともに通知内容の一部のみをHPで公開する運用をしているところ、HP公表を共通化するに当たっては、公表内容についても検討する必要がある。また、随時申請で受け付けた分の公表時期についても検討する必要がある。

(方向性)

- 資格者名簿は、公共工事については、入札契約適正化法第8条及び同法施行令第7条の規定により事前に公表することが義務付けられている。「物品・役務等」の資格者名簿についても、基本的に公表する方向で運用することが適当と考えられるか。
- 資格者名簿を公表することから、資格を有しないこととされた事業者については公表されない。
- 資格者名簿の公表内容等を統一することについては、地方公共団体における事業者情報管理システムの整備状況や記載内容、共通化する必要性等を踏まえつつ、共通システムの整備に係る検討の進捗状況に合わせて、別途検討する必要がある。

審査結果の通知の電子化・オンライン化は地域の事業者への配慮が必要(4団体)

(課題)

- インターネット環境が整っていない地域の事業者もあり、審査結果を確認できないおそれがある。

(方向性)

- たたき台においては、審査結果の通知方法について、地方公共団体の判断により、たたき台の方法以外の方法についても採用することができることとしている。
- インターネット環境が整備されておらず、共通システムを利用できない事業者への配慮については、審査結果の通知方法に限らず、今後の広域又は全国的な共通システムの整備に係る検討において留意する必要があるか。

審査結果通知に付随してシステムのログインID等の個別情報を送っているため、HPでの名簿の公表では対応が難しい(3団体)

(課題)

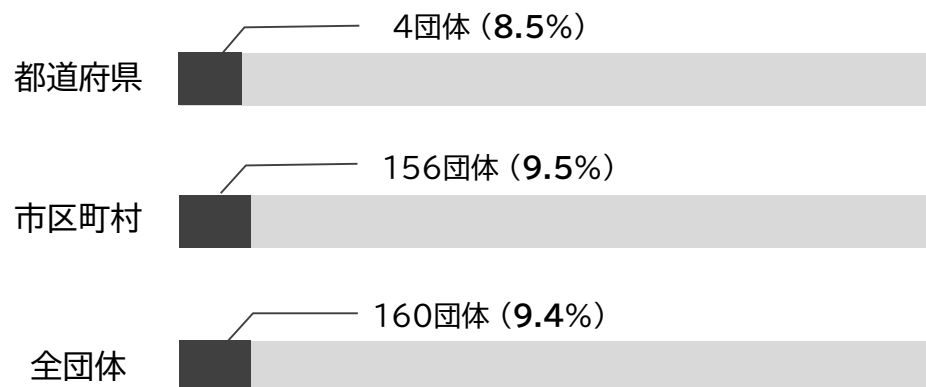
- 審査結果通知時に資格審査システムにログインするためのID・パスワードを通知しているため、HPで審査結果を公表することになると、事業者への対応が別途必要になる。

(方向性)

- たたき台においては、審査結果の通知方法について、地方公共団体の判断により、たたき台の方法以外の方法についても採用することができることとしている。

資格を有する者の名簿の公開(HP(又はシステム)で公表)①

● 課題がある団体



● 課題の具体的な内容と方向性(案)

システムやHP上で名簿の公表を行っていない(60団体)
HP掲載に係る事務負担が増加する(更新頻度の増加、職員不足)(37団体)
システム未整備のため、対応が難しい。システム整備が必要(25団体)

(課題)

- ・ 現在、HP上で資格者名簿を公表しておらず、システムも導入していないため、環境整備が必要。
- ・ 随時申請を採用した場合、HPの更新頻度が上がり、事務負担が大きくなる。担当する職員も限られており、対応が難しい。

● 主な課題(意見の提出があったもの)

- ・ システムやHP上で名簿の公表を行っていない **60** 団体
- ・ HP掲載に係る事務負担が増加する(更新頻度の増加、職員不足) **37** 団体
- ・ システム未整備のため対応が難しい。システム整備が必要 **25** 団体
- ・ 公表内容や公表時期・頻度を検討する必要がある **9** 団体
- ・ 入札談合等に悪用されるリスクを慎重に検討する必要がある **4** 団体

※ 上記のほか、「規則・要綱等の改正が必要」(4団体)、「公表する必要がない」(3団体)、「その他」(18団体)の意見があった。

(方向性)

- ・ 事業者における自らの資格の確認を容易にすることや、入札・契約に係る透明性を確保する観点から、原案のとおり、資格者名簿は公表することとすることが望ましい。
- ・ その上で、現在、広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの整備に係る検討を行っているところ、当該システムの整備内容によっては、名簿作成が容易となる可能性もある。
- ・ これを踏まえ、現時点の(案)は、「HP(又はシステム)で公表」することとしつつ、今後の広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの整備を踏まえて、必要に応じて変更・調整した上で決定することとするか。

資格を有する者の名簿の公開(HP(又はシステム)で公表)②

● 課題の具体的な内容と方向性(案)

公表内容や公表時期・頻度を検討する必要がある(9団体)

入札談合等に悪用されるリスクを慎重に検討する必要がある(4団体)

(課題)

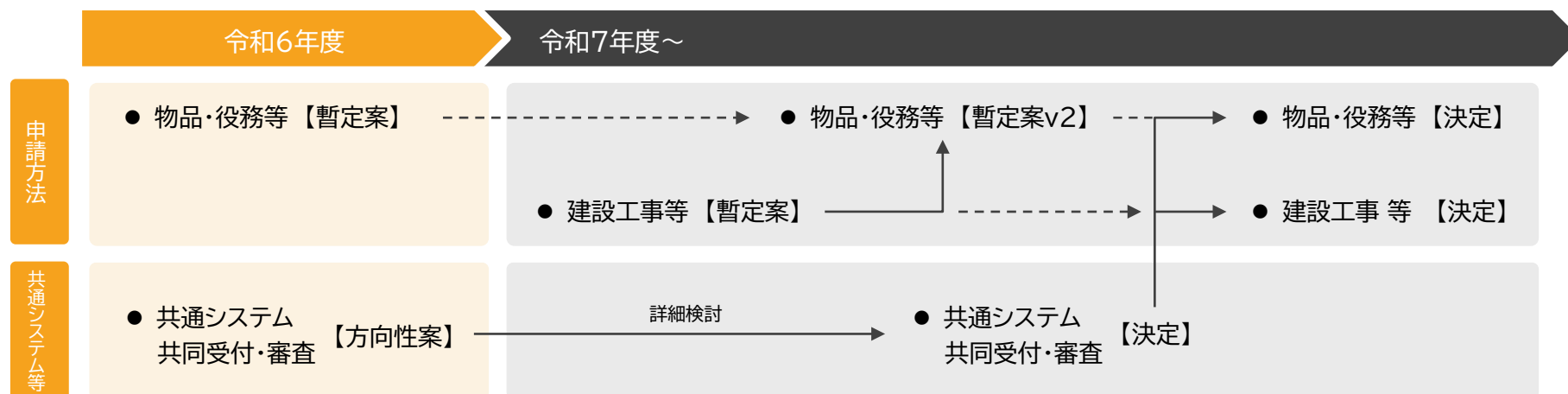
- 各団体において、公表する内容に差異が出ることが想定される。
- 資格者名簿を公表することにより、指名競争入札で指名される事業者が推測されることや談合に悪用される懸念がある。

(方向性)

- 資格者名簿の公表内容等を統一することについては、地方公共団体における事業者情報管理システムの整備状況や記載内容、共通化する必要性等を踏まえつつ、共通システムの整備に係る検討の進捗状況に合わせて、別途検討する必要がある。
- 資格者名簿は、公共工事においては、入札契約適正化法第8条及び同法施行令第7条の規定により事前に公表することが義務付けられている。「物品・役務等」の資格者名簿についても、基本的に公表する方向で運用することが適当と考えられるか。

今後の検討の進め方について(共通の申請方法)

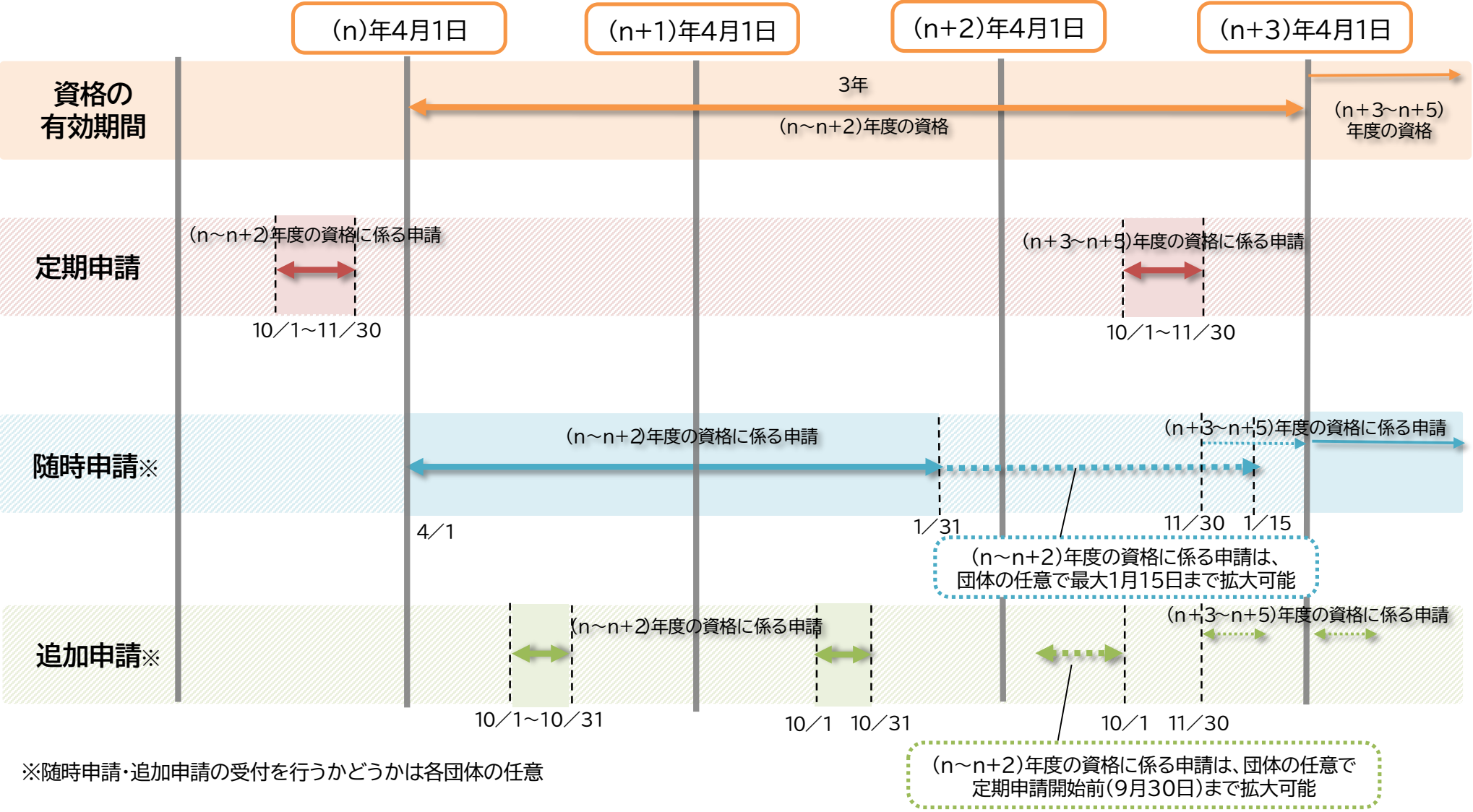
- 地方公共団体の意見を踏まえると、入札参加資格審査の申請方法については、各地方公共団体において、事業者の状況、システムの整備状況、人的リソース等の審査環境や審査体制を踏まえて、適切に審査を行うことができるものとなるよう設定されている。
- 共通の申請方法についても、地方公共団体において審査可能なものとなるよう設定する必要があるところ、地方公共団体ごとに審査環境や審査体制が多様となっていることを踏まえれば、現状の審査体制を前提として、全地方公共団体が対応可能な申請方法を設定することは困難であると考えられる。
- このため、申請方法を共通化するに当たっては、広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムを整備するとともに、共同受付・審査を行うことによって、各団体における審査事務を効率化することが前提となるものであり、具体の申請方法については、この共通システムの整備方法や共同受付・審査の方法に合わせて、最適なものを設定する必要がある。(したがって、共通の申請方法については、共通システムや共同受付・審査の運用開始に合わせて導入することとなるか。)
- また、多数の市町村において、「建設工事」等と「物品・役務等」の資格に係る申請を同一時期・同一部署で受け付け、審査していることを踏まえれば、共通の申請方法については、「物品・役務等」のみならず、「建設工事」等の申請方法についても検討した上で、双方の関係を整理しつつ設定する必要がある。
- これを踏まえ、「物品・役務等」の共通の申請方法については、これまでの検討の成果を暫定(案)として定めつつ、今後の「建設工事」等の共通の申請方法の検討状況や、広域又は全国的な共通の入札参加資格審査申請システムの整備方法及び共同受付・審査方法の検討に合わせて、実現可能なものとなるよう必要な検討・更新を行い、これらの共通システム等と合わせて導入することが考えられるか。



物品・役務等に係る共通の申請方法(案)

			共通申請方法 (案)	備考
1	資格の有効期間		3年	
2	定期申請	申請の受付時期・期間	10月1日～11月30日	定期申請の受付は全団体実施
		資格の有効期間の開始時期	4月1日	
3	随時申請	申請の受付時期・期間	定期申請の資格の有効期間開始日(4月1日)一次回定期申請直前の1月31日 (地方公共団体は任意に受付期間を拡大することができる)	随時申請の受付を行うかどうかは各団体の任意 受付を行う場合の共通の受付時期・期間は、左記のとおりとし、さらに、地方公共団体は任意にこの時期・期間を拡大することができるものとする。
		資格の有効期間の開始時期	毎月15日締め※1、遅くとも翌々月1日から※2 (地方公共団体の判断により、当該開始時期(翌々月1日)を早めることができる。)	※1 随時申請の受付期間を任意に拡大した場合において、現行有効期間(N年度～N+2年度)に係る申請については、N+2年度1月15日まで ※2 定期申請の受付終了後の新規有効期間(N+3年度～N+5年度)に係る申請については、翌年度(N+3年度)の4月1日から資格付与(定期申請以後の随時申請は、定期審査が優先され、4月1日に資格が付与されるとは限らない)
4	追加申請	申請の受付時期・期間	定期申請の翌年度以降の10月1日～10月31日	追加申請の受付を行うかどうかは各団体の任意 受付を行う場合の共通の受付時期・期間は、左記のとおりとし、さらに、地方公共団体は任意にこの時期・期間を拡大することができるものとする。
		資格の有効期間の開始時期	遅くとも申請月※3の6か月後の1日から (地方公共団体の判断により、当該開始時期を早めることができる※4)	※3 新規有効期間(N+3年度～N+5年度)に係る定期申請受付開始後は、現行有効期間(N年度～N+2年度)に係る追加申請の受付を行わない ※4 定期申請の受付終了後の新規有効期間(N+3年度～N+5年度)に係る申請については、開始時期を早めた場合においても、翌年度(N+3年度)の4月1日以降から資格付与
5	申請に使用する言語		申請書・財務諸表は日本語 その他の外国語で記載された必要書類は日本語訳を付記又は添付	
	金額欄の記載方法		財務省告示の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載	
6	審査結果の通知方法		資格者名簿等をHP(又はシステム)で公表	
7	資格を有する者の名簿の公開		HP(又はシステム)で公表	

各申請方式の受付期間のイメージ



→ 実線...各団体の共通受付期間
... 点線...各団体が任意で受付期間を拡大した場合の例